

(参考1)

環境基準健康項目に追加すべきと提言されている項目について

1. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

[用途]

- ・肥料、火薬製造、ガラス製造など。

[健康影響]

- ・乳幼児に対するメトヘモグロビン血症（チアノーゼや窒息を起こす。）

[検出状況（平成6～8年度）] 指針値：10 mg/lに対して

	調査地点数	1/10濃度検出地点数(率)	超過地点数(率)
(1)河川	4,263	1,872(43.9%)	5(0.1%)
(2)湖沼	990	36(3.6%)	0(0%)
(3)海域	1,634	80(4.9%)	0(0%)
(4)地下水	5,548	3,224(58.1%)	259(4.7%)

2. フッ素

[用途]

- ・鉄鋼、アルミニウムなどの精錬、ガラス加工、電子工業など。

[健康影響]

- ・斑状歯（歯にしみが生じ、病状が進むと歯がボロボロになっていく。）

[検出状況（平成6～8年度）] 指針値：0.8 mg/lに対して

	調査地点数	1/10濃度検出地点数(率)	超過地点数(率)
(1)河川	3,663	2,391(65.3%)	34(0.9%)
(2)湖沼	143	64(44.8%)	0(0%)
(3)海域	663	653(98.5%)	458(69.1%)
(4)地下水	1,750	549(31.4%)	16(0.9%)

3. ほう素

[用途]

- ・ガラス、陶磁器、ほうろう、メッキ工業など

[健康影響]

- ・食欲不振、悪心、嘔吐など。

[検出状況（平成6～8年度）] 指針値：1.0 mg/lに対して

	調査地点数	1/10濃度検出地点数(率)	超過地点数(率)
(1)河川	1,089	279(25.6%)	81(7.4%)
(2)湖沼	48	3(6.3%)	1(2.1%)
(3)海域	208	207(99.5%)	207(99.5%)
(4)地下水	503	58(11.5%)	2(0.4%)